

第12回定時代議員総会

みちのく 仙台大会を盛大に

青税の明日への前進を目指し



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
連盟本部 第1シルバービル5F 501号
電話 03(354)4162
発行人 石龜邦俊
会長 石龜邦俊
編集人 德重寛之
広報部長

「杜の都」と呼ばれている仙台市は、美しい自然と、古い歴史をもつたまちである。

昔の「千代」の文字を、慶長五年（一六〇〇年）伊達政宗が岩出山から城を移した時、「仙台」と改めた。

開府以来、伊達六十二万石の城下町として栄え、歴史と伝統を土台に発展し「城下町」から「杜の都」そして東北随一の近代都市へと大きく変貌した。

この仙台で第十二回大会を開催することは我々仙台青税クラブ会員の誇りとするところであります。

この仙台大会を機会に、会員諸兄の益々の飛躍と明日への前進を期待し、又、全青税のため、今後よりよき发展のため、尽されるよう、お願い致します。

仙台青税クラブ会員は、皆様の期待に添えるよう種々準備をし、来仙をお待ち致しております。

(仙台大会実行委員会)

よりよい税理士制度確立のため

青税の力を更に強めよう

総務部長 板橋 則雄



昨年七月、全国青税総務部長の大任を引受け、何とか無事に任務を終了することが出来、ここに仙台大会を迎えることが出来ました。

ことは、偏に会員の皆様の御支援御協力の賜と深く感謝する次第であります。

全国各地の総力結集を

めざして

私共執行部に課せられた課題は

何といつても、前年から引き継がれてきた税理士法改正問題に適切に対処し、「国民のための税理士制度」確立のための運動を強力に展開するということでありました。

まさしく全国青税が結成されて以来十一年間のうち、商法改正問題の昭和四十九年に統く重要な年であった訳であります。

納税者・国民に訴え
巾広い対外活動を推進

まいりました。

ただし、例年になく日税連の正副会長会の傍聴、国会陳情等の行動面でエネルギーを費やした結果、全青税だより、機関紙（全国青税連）活動が弱まり、会員の皆さんに情報の面で御満足頂くことが出来なかつたことにつきまして、深く反省し、お詫びする次第です。

その反面、税理士法改正問題につきましては、キャンベーン（四回）の外、税理士法改正要綱とその問題点等のパンフ作成、一般消費税についても、キャンベーン（四回）を通じて、正確、迅速な情報をお届けすることが出来たものと思つて居ります。

また、理事会、常務理事会の開催につきましては、出来るだけ全国各地で開催し、地元会員との研究、親睦につとめ、全国青税の良さ等も理解して頂けたものと思つて居ります。

税理士法改正案 審議未了、廃案となる！

すでに御承知の通り、日税連執行部は、我々会員に知らせる三日の民主党財政部会税理士問題小委員会の「税理士制度改正要綱」を四月五日の日税連理事会に

天下り税理士問題を糾弾する税務行政をただす集会を名古屋、東京でも開催し、あるいは中心となつて参加し、マスコミ、納税者、国民にチラシ配布、デモ行進する等の活動を通して、広く税理士制度並びに税理士の社会的地位向上のための運動を行なつた。

秋季シンポジウムにおいては、近い将来導入が予定されている一般消費税をテーマに取りあげ、やはりマスコミ、納税者にも呼びかけて研究を行ない、いろいろの問題点について論義を深めると共に外部に当青税連の考え方を表明しました。

準備、検討の結果、「税理士法改悪反対中央連絡会」を友好団体と共に結成し、全面的にこの反対運動に参加した訳であります。

全国各地の会員諸兄の絶大なる御支援、御協力により連日、国会陳情等くり返した結果、国会情勢の異状事態の突発等もあって、微妙な段階であった法案も一応審議未了、廃案となつたのであります。

最初に上程された当時は、絶望感に陥つた会員もありましたが、最後までやつて見なければ分らぬかと思ひます。

おいて会員に充分検討する時間をおえず決定してしまいました。この内容たるや昭和三十九年当時と大同小異であるばかりでなく、新規に監督権強化の方向が打ち出され居り、到底賛成出来るものではなかつたのであります。

当連盟としては、従来より一貫して「基本要綱」堅持の方向で運動を進めて来た訳であり、早速一部日税連執行部のこの会員無視の会務運営、また「税理士法の一部を改正する法律案」について、いかに対処すべきか慎重に検討致しました。

税理士法については、また近いうちに国会会程の可能性が大であります。また、今年七月には日税連の役員改選も行われることとなつて居環境は厳しいものがあります。

また、一般消費税、会社法改正問題と相交らず税理士業界をとりまく環境は厳しいものがあります。

仙台大会に晴ればれと集い、新たな出発をいたしました。この一年間、真剣に青税活動に御活躍し、一応の成果を得た本年を締めくくると共に、新たな法改正の出発となる、仙台大会に元気いっぱいはつらつと集おうではありませんか。若きど情熱で研鑽に励み、またセブンションを通じて全国の同志の和を深め、英氣を養おうではありませんか。

税理士法について、また近いうちに国会会程の可能性が大であります。また、今年七月には日税連の役員改選も行われることとなつて居環境は厳しいものがあります。

仙台大会で青税の十数年来の伝統と運動の歴史を学び、青税の輪を更に拡げ、「税理士会の良心」として恥じない青税発展のための確認の場にしようではありませんか。旅情あふれる杜の都、仙台も皆様を待つて居ります。

思い出を刻む、楽しい大会にしで行きましょう。

主張

「税理士法改正案」は、六月十四日延長国会にも拘らず審議未了

・廃案となつた。
今回の改正作業は、日税連の抱き込みから始まり、利害関係団体もとよりのこと、与野党の根廻しもあり進んでいたようだ。前回(昭和三十九年)の改正に比べて早期成立が予想されていたものである。

昭和五十二年秋ごろから、日税連幹部と主税局幹部との間で税理士法改正に関する話合いが行われて以来、会員不在のまま潜行した状態で法改正作業がすすめられた。用意周到かつ巧妙な日税連と主税局の法改正作業が、何故に破綻を来たしたのだろうか。

国会の「審議権」軽視の姿勢
日税連では審議遅延の理由として、民社党、新自由クラブ、共産党が本会議における趣旨説明を求めたこと、助言義務に関し、某税理士会の執行部が日税連の意に反して社会党議員に直訴に及んだこと、他の法案の審議状況との兼合

そのため、を挙げている。(税理士界6・10 七五六号)

野党三党が本会議で趣旨説明を求めたことを、遅延、廃案の理由にするに至っては唯々呆れ果ててしまうのみである。

衆、参両院は、憲法で定める主権在民の民意を法案の審議などを通じて反映する國權の最高機關であり、各政党や代議士諸氏がそれぞの良心に従って問題点を指摘し、解明し、国民の利益を擁することは至極当然のことである。

その良心に従って問題点を指摘し、解明し、国民の利益を擁する倫理規範なら、税理士法改正にとり入れる必要はない。会則等で自主的にやればよい」と決意のほどを披瀬している。

日税連では、当該規定の創設によって税理士の社会的責任を明らかにしている。

山本連合会長と四元専務理事その他数名である。

日税連の法対運動は、会員多数の他数名である。

日税連の暴走に断

—基本要綱の旗を守った青税連—

助言義務危惧は税理士の総意

「助言義務」に関する某税理士会の執行部が社会党議員に直訴に及んだことで一週間も遅延したと廃案の責任を転嫁しようとしているが、当該規定に関しては四月五日

日の日税連理事会でさえ、付帯決議がなされている事項であつて、その内容について、運用について、危惧の念を抱いているのは一部の税理士会だけではない。

全国青税連では審議遅延の理由として、民社党、新自由クラブ、共産

党が本会議における趣旨説明を求めて、助言義務に関し、某税理士会の執行部が日税連の意に反して社会党議員に直訴に及んだこと、他の法案の審議状況との兼合

い等に絡む政党間の思惑・掛りなどに影響にされ、とうとう社会党で

どため、を挙げている。(税理士界6・10 七五六号)

は当該規定の全面削除を打ち出

に至っている。

七千名をこえ、さらに一般会員の同調者を加えると過半数にもなん

なんとするものである。

士の使命観を抱く一群と組みつけているが、全国青税連を中心とする反対運動は「税理士法改正に関する基本要綱」(昭和四十七年四月日税連理事会全会一致採択)に

推定しているのだろうが、その数三〇〇名という認識はむしろこつけいでさえある。日税連で、この法案の推進のために連日国会へい

ったものが何人あつたろうか。山本連合会長と四元専務理事その他の数名である。

日税連の法対運動は、会員多数

の他数名である。

日税連の法対運動は、会員多数の他数名である。

日税連の法対運動は、会員多数

激動の一 年を顧みて

一 会員のより一層の自覚と行動を—

会長 石龜邦俊



思えば早いもので昨年七月鹿児島大会にて執行部をお預り致しました。一年を経過致しました。スタートした当初は何もわからず暗闇の中を手さぐりするような状態で会務を運営したわけですが、その間、会員の諸先生方に對し、大変ご迷惑、ご不満な点があつた事と思いますが、本紙をお借り致しまして、深くお詫び申し上げると共に、会員各位には格別のご理解とご支援を頂きどうにか会務を全うすることが出来ましたことに対し厚く御礼申し上げます。

また、役員各位のご苦労に対し心から感謝を申し上げます。
「基本要綱」無視の
「税理士制度改正要綱」
ふり返って見ますと、いろいろの事がありました。中でも終始取り組んで参りましたのは「税理士法改正問題」であります。執行部をお預りした頃は、「税理士法」を無視あるいは修正の動きをみせ、このままでは

昭和三十九年政府案に近いものが、税理士法改正案として再び陽の目を見るであろうと言われておりました。それがその通りの結果となり昭和五十四年三月十三日、自民党財政部会税理士問題小委員会より「税理士制度改正要綱」が発表されました。

その内容は全税理士の意思統一の証である「基本要綱」の四本柱である「使命の明確化」「自主権の確立」「税理士の権利の拡充」「特別試験の廃止」は全く受け入れられず、昭和三十九年案と実質的にほとんど異なるところがないばかりか「委嘱者の脱税の事実を知ったときの是正助言義務」の新設、「税理士の使用者等に対する監督義務」「懲戒処分の即時発効」等、税理士に対する監督権の強化がはかられ「取締立法」としての性格が明らかになつた。

なお試験制度については、特別試験に變る、税務職員に全科目免除（無試験）制による資格付与が打ち出されたのである。

いち早く、当連盟は、この「改正要綱」に対し批判を加えるとともに、会員にいち早く知らせ、充分に会員の声を聞き、時間をかけて判断して下さいと日税連に強く要望したが、聞く耳は持たず、我々の手許に内容が知らされたのは、

三月末日で、会員の声を充分聞かないまま、日税連は四月五日の日税連理事会に於いて、機関決定をしてしまった。

このように、大きな問題を含ん

いためであり、それから、来年度もに、会員にいち早く知らせ、充分に会員の声を聞き、時間を持たずして下さりと日税連に強く要望したが、聞く耳は持たず、我々の手許に内容が知らされたのは、



11.18 秋季シンポジウム

でいるにもかかわらず、何故にかとも短兵急に決定しようとしたのか。

か。

それは種々考えられるが、大きな要因は早く知らせ内容を充分検討する時間を与えることにより、

か。

反対の声が各地から出るのを恐れ正要綱に對し批判を加えることにより、導入をねらっている一般消費税の創設の準備のためにも、是非八十七通常国会にて成立させたかったためであろうと推察することがで



10.16 税務行政をただす全国集会

連日の国会陳情行動で 審議未了・廃案に!

私たちには矢張り早に情報が出る中で、いち早く会員に知らせることに努力したが、何分にも公器である日税連の機関紙を私物化し、アメとムチに例えるならば、アメの部分（包括的規定、会計業務の拡大）が誇大に宣伝され、ムチの

部分（助言義務の新設、使用人の監督義務の新設、懲戒処分の即時発効等の官僚統制の強化策）が隠されたまま伝えられたため、会員は騙され、三十九年政府案を廢案にした時のような反対運動に發展しなかつた。しかし、当連盟は財政に不足を感じながらも、いち早く内容に検討を加え、充分議論を

して六月一日、五日、六日と衆議院の大蔵委員会において審議された。その間、日曜日を除く毎日、陳情活動を行ない、この運動の輪を外に向か、当連盟との友好団体である婦人税理士連盟、税経新人会、大阪商業税理士協会、特受連等に呼びかけ「税理士法改

悪反対中央連絡会」を結成し、そこで当連盟が中心となつて、連日国会陳情するとともに、六月五日、六月十二日には全国陳情行動集会を議員会館の会議室にて開催した。又、対外的には「総評」「一般消費税に反対する中央連絡会」「中小企業団体」等にも呼びかけ訴えた。

この運動が功を奏したのか、当初聞く耳を持たなかつた国会議員の先生も、我々に耳を傾け大きな味方となってきた。それが国会に反映し、慎重審議の方向に変り、三日間の審議となつたのである。

幸いにして、航空機疑惑問題等のために国会が空転し、六月六日に行なわれる予定であった社会党の佐藤觀樹議員の質問を残したまま審議未了となり、十四日の会期末を迎えたため廃案となつた。これが我々に幸運を招いたが、それよりもまず、このような「改悪案」を出させたのは日税連の特定幹部の姿勢そのものがあるので、短兵急に事を急いだ日税連の失政に対し厳しく追求する必要がある。

国民のための税理士制度確立のための運動を!

日税連は再び同じ過ちを犯そう

としている。つまり廃案となつた翌日の十五日に日税連正副会長会を開催し、「…同法案が次の国会に直ちに再提出され、早急審議のうえ成立に到達することを切に要望する」という決議をしており、同趣旨の内容を国會議員の先生方に理解され、慎重審議の方向に動いたという点を考えてほしいものである。日税連特定幹部のメンツのために進めてはならない。当連盟はこの「改悪税理士法」を斬るために運動の立て直しを行ない、会員に訴え、会外の諸団体に訴え国民運動として輪を広げ「国民のための税理士制度」の確立のため闘つていく所存であります。

一般消費税体制づくりの税理士法改正!

大蔵省の某高官が、「…一般消費税を導入し税務署の代わりに税理士を利用するのだ」と言ったのであるが、そのためにも戦前の税務代理士時代のように税理士を徴税機関の補助者として位置づけておき、依頼者である納税者の

権利擁護の立場に立つことを許さなかつたのである。従つて今回の税理士法改正案は、税務職員経験者を無試験で税理士資格を与え大量に生み出し、その余剰人員を一般消費税導入による納稅人口の増大に対応させ、納稅者の不正を監視させるため助言義務規定、使用

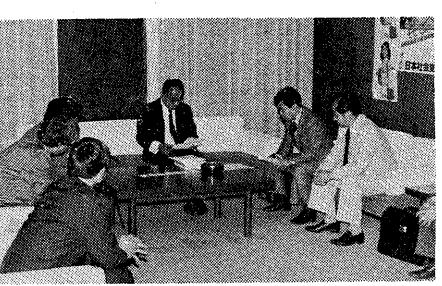


4.5 税理士法改悪反対総決起大会

一般消費税導入反対の運動をさらに強力に!

当連盟は、その点をいち早く指摘し、一般消費税の導入に反対し、研究シンポジウムの開催、パンフレットの作成等行ない会員に對し、一般消費税の導入により、租税制度と税理士制度が根底から崩壊するという事を訴えてきた。又、大蔵大臣、政府税制調査会、

うのは、五月九日の「一般消費税反対国会請願行動集会」の場で、税理士法改正に反対する決議をしていただいたのである。他の団体が私たちの業界の事を心配をし、反対までしてくれたという事は歴史上初めての事ではないでしょう。



5.10 社会党飛鳥田委員長へ法改正の陳情

人等の監督義務、帳簿作成義務の記載内容の拡大、懲戒処分の即時発効も含めた「取締り立法」的な色彩を強くしたものと推測するこ

とが出来る。例えば、現行法第三六条は、税理士が脱税相談に応じることを禁止しているにもかかわらず、改正案では依頼者に不正があることを知った時には、直ちに

反対する中央連絡会」という団体にはオブザーバーとして参加した

が、この参加したことが、大きな意味となり、税理士法改悪反対運動に大きなプラスになつた。とい

うか。それだけ一般消費税のもつ影響が大きいのである。政府は反対勢力を無視し、財政危機を理由に昭和五十五年に導入しようとしております。引き続き積極的に反対運動を開拓していくことを考えて

おります。

明日の税理士制度発展のため一層の努力を!

税理士制度と税務行政の問題の一つとして、国税幹部職員が権力

「税理士法改正法律案」の問題点を批判する

法対策部長 稲葉恭治



第八十七回国会に、大蔵省主税局より提出された「税理士法の一
部を改正する法律案」(以下「改
正法律案」という)は、衆議院大
蔵委員会の審議中断のまま、六月
十四日の会期終了をむかえ、審議
未了廢案となつた。

これは、単に松野元防衛庁長官
の偽証告発、岸元首相の証人喚問
をめぐる与野党の対立によるだけ
でなく、やはり、全国青年税理士
連盟をはじめとする、良識ある税
理士及び納税者による根強い反対
運動が国会に反映した結果といえ
よう。

当連盟は、日本税理士会連合会
(以下、日税連)執行部の推進し
てきた税理士法改正の中味が、国
会に上程された「改正法律案」の
ように、廢案とした昭和三十九年
改正案から一步も前進のない改
正となるものであることを、早くか
ら予想し、キャンペーン等を通じ
会員に訴えつづけてきた。

本年三月十三日に、自民党税理
士問題小委員会より出された「税
理士法改正要綱とその問題点」

に対する「税理士法改正要綱とその問題点」を作成し、会員に改悪点を訴えてきた。

四月五日には、「税理士法改悪反
対総決起大会」を開催し、「改正法
律案」が明らかになると同時に、
税理士会等の団体と共に「税理
士法改悪反対中央連絡会」を結成
し、税理士法改悪反対運動を、國
会陳情を中心におし進めてきた。

また、税理士法が制定された昭
和二十六年の衆議院大蔵委員会
において、平田大蔵主税局長は、
「……同時に私は税理士各位が
実力を養い、税務官署に対してむ
しろ堂々たる態度で正しい納税者
本來の役割こそ、国民のためのも
のであり、これから逆行する「改
正法律案」に反対をしているわけ
である。

次に、「改正法律案」のもう問題
点について批判を加えていく。

一、改正法律案の提出理由

提出理由を「税理士制度の実情
等に顧み、その改善を図り、税理
士業務の適正化に資するため」
としている。

我々は、思想信条の違いで「改
正法律案」に反対しているわけ
はない。その中味が、国民の為の
税理士制度確立に逆行するもので
あるから反対しているのである。

昭和二十四年に来日したシャウ
行政」「納税者」の三者の側に実

益あるものでなくてはならないと
見解を表明してきた。

果して、「改正法律案」のどこ
が、「納税者」「税理士業界」の
実益なのであらうか。

助言義務、使用人監督義務の新
設、懲戒処分の即時発効等の税理
士に対する監督権の強化、税務職
務報告と今後の取り組みについて
ご報告させていただきました。

↙力を背景として企業に天下りする「天下り税理士問題」があります。これは世論の批判をあびマスコミにも大きく取り上げられた問題で、当連盟はいち早く鹿児島大会において特別宣言をするなど積極的に取り組み、本年十月には、アンケート調査を行ない、その被害実態を「税務行政をただす全国集会」において発表し問題の重要性を訴えた。我々は、税務行政をただす運動を通じながら、国税幹部職員の不当な天下りを監視し、その他の商法、小企業対策問題等重要な問題がありますが、充分なる研究、運動が出来なかつた事を本紙をお借りしてお詫びいたします。いずれにしても当連盟は、あらゆる問題を単に税理士業界だけの問題として捉えることなく、納税者、国民の側に立つていつも考えてきた。このような地道な運動がいざれ認められる日が来る事を願い、明日の税理士制度の発展のために、一層努力すると共に、会員の皆さま方も当連盟の会員に対する監督権の強化、税務職務に一層のご協力とご支援をお願いする次第であります。以上、会

請機関にとどめようとする、「税務行政」側の実益のみある法律案であるといえよう。では、「改正法律案」の真の提出理由はなんであろうか。

政府は、行政改革、不公平税制の是正には積極的に取り組ますに歳入欠陥を理由に、一般消費税の導入に固執している。

一般消費税が導入されれば、その処理のため、さらには新税でもあるため、納税者と国税当局の間に多くの争いが予想され一説によれば、八千名の税務職員の増員が必要といわれる。

税務職員の増員がままならない国税当局としては、税理士及び税理士事務所に勤務する職員に肩代りさせることを意図していることは明らかである。

全 国 税 費 連 売

申告しないのではないですか。そうしなくては、我々業者は食べていけませんからね。」と話しかけた。

これを防ぐためにも、前述のごとき強い取締下におかれ税理士及び税理士事務所に勤務する職員を、国税当局は必要とするわけである。

日本社会党は、自民党案に対し、助言義務規定と使用人監督義務規定の全面削除を主張してきた。そして、衆議院大蔵委員会においてもその点を何人もがついていく。

二、税理士の使命

日税連執行部が評価する項目である。

従って、一般消費税の脱税等の防止のため、助言義務規定、使用人に対する監督義務規定の新設、帳簿作成内容の拡大が必要であり、さらには、零細業者に対する援助業務の法制化が必要なわけである。

一般消費税の反対集会で会った零細業者の一人は、「料理飲食等消費税は半分位しか申告していないのですね。それからいくと、一般消費税が導入されても半分位しか

申告しないのではないですか。そ

私の考えでは、もし、大蔵省主税局に、一般消費税導入の為以外に

いそいで「改正法律案」を成立させる理由があるとすれば、六月一定に固執することなく削除して、
「改正法律案」を成立させようと

したのではないだろうか。

私の考えでは、もし、大蔵省主税局に、一般消費税導入の為以外にいそいで「改正法律案」を成立させるとすれば、六月一定に固執することなく削除して、
「改正法律案」を成立させようと

したのではないだろうか。

不可能である。

そこに、納税者の代理人として、専門的知識に基づいて納税者の権利を擁護する税理士が必要とされるわけである。

従って、税理士は常に、税務官に基因して、納税者と税務当局との争いになった場合には、「納税義務の適正な実現」は最終的には裁判所の判断を得たねばならない。争いにしない場合には、双方の合意というかたちで「納税義務の適正な実現」が確定してしまう。

従って、常に法の解釈適用が異なる事例が発生するとは言えないにしても、納税者は常に注意を払い、税務当局と対等の知識をもつて備えていなくては「納税義務の

ちにしても、自主権をもたず現行法より大巾に監督権の強化された中では、依頼者からの独立は可能ではない。

これでは、前述したシャウブ勧告、平田主税局長の答弁のとき税理士の本来の役割を果すことが出来ないことは自明の理である。また、「基本要綱」の使命にある「納税者の権利擁護」は、「納税義務の適正な実現」と同じく、法第四十五条(脱税正要綱)から、「脱税相談をした場合と同様の懲戒処分の対象となる」文言がはずれたとはい、單なる訓示規定ではなく、この規定に違反した場合には、法第四十六条(税理士法違反として、法第四十四十二条の二(使用者等に対する監督義務)の新設により、使用者等にまで及ぶこととなる。

三、監督権の強化

(一) 助言義務規定の新設

助言義務規定の新設は、自由民主党より出された「税理士制度改

正要綱」から、「脱税相談をした場合と同様の懲戒処分の対象となる」文言がはずれたとはい、單

なる訓示規定ではなく、この規定に違反した場合には、法第四十四条

十二条の二(使用者等に対する監督義務)の新設により、使用者等にまで及ぶこととなる。

言葉は、これは辞書にございますが、中立公平の略でござりますので、これを明確に書けば独立公平で、これが実現されないと、その結果は、それが達成されない。つまり、税理士が知らなかつた場合

たり、税理士が知らなかつた場合

さが絶対必須の条件である。

この無試験資格付与は、公正な国家資格取得制度には程遠い、事実上の資格認定制度であり、資格認定制度については、すでに昭和三十九年六月衆議院本会議で質問に立った平林剛（社会党）が次のように反対意見を述べている。

「……その中心的と思はる、従順にして、税務行政に協力する税理士を大量に生産し、税務当局に都合のよい税理士制度をつくり、微税権力に対抗して納税者たる国民の権利を擁護する税理士は懲戒権の拡大強化によって押さえつける官僚独善の方法であります。このため、税理士の資質の向上と試験制度の改善という大義名分に名をかりて、勤続二十年以上の管理職にある税務職員にほとんど無試験同様の措置により税理士の資格を与えるとする横すべり特權をおく前進であると評価している。

「改正法律案」では税理士業務の対象税目が全税目（税理士業務になじまないものを除く。）に拡大されている。日税連執行部は、これで業務の拡大が実現しだいな果して実質的にどれ程の拡大と

五、税理士の業務について

「改正法律案」では税理士業務の大半を占める税務書類の作成についてみてみると、独占業務となる税務書類の範囲が「大蔵省令で定めるもの」と限定された。大蔵省令で定めると

天下りのよう、税理士業界へなだれ込もうとしているのであります。これは厳正公平たるべき国家試験の権威をくずし、勤労のかたわら皆々として受験準備を進めつてある数万の税理士志願者に深刻な失望を与え、かつ、税理士を大蔵当局の下請機関化する結果となるであろうことは、火を見るより明らかであります。

正にこの通りである。年数等を変えればそのまま、今回「改正法律案」に対する反対意見となる。

これは、十年以上経過した現在でも、同じ意見が通用する程度の民主化。税務行政の民主化が進んでいないことの証明といえよう、

これは、税務の分野において、行政書士が「娛樂施設利用税、料理飲食等消費税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税その他政令で定める租税に関する税務書類の作成」を業として出来ることとなっている。

これは税務の分野において、行政書士も税理士業務の一翼をなすことが、法律に明文化されたことであり、さらに、「その他政令で定める租税に関する税務書類の作成」を業として出来る

こととなっている。これでもわかる通り立法府でも税理士の業務拡大のことは保障していないどころか、各団体との相互の活動分野については、税務執行上の問題として、特に実体的な影響のないよう対処していくこととしております。

昭和五十四年五月十一日閣議決定前の自民党総会での「税理士法の一部改正法案」についての高島財政部会長の説明要旨では、青色申告会等との関係について、「今回の改正案では、税務書類の範囲について実質的な変更を加えておりませんし」「税理士とこれら各団体との相互の活動分野については、税務執行上の問題として、特に実体的な影響のないよう対処していくこととしております。」と説明している。これでもわかる通り立法府でも税理士の業務拡大のことは保障していないどころか、現行法より実質的に拡大されることはないといっている。

また、対象税目が包括規定になったことにより、試験科目の増加とこれにともなう税法科目免除規定が動いて国税職員あるいは地方税職員が税理士業界に大量になだれこんでくる道を開く結果となる。特に、道府県民税、市町村民税の事務に二十年従事した者に税法全科目が免除される規定の新設に税職員が税理士業界に大量になだれこんでくる道を開く結果となる。税務相談に関しては、「改正法律案」では税務相談の範囲を「計算に関する事項」と限定しているため、それ以外の一般の税務相談は税理士の独占業務の対象外となり、金融機関や各種団体が自由に行うことができるようになる。

以上みてきた通り、「改正法律案」により、税理士の業務が実質的に行なわれるようになる。このときあることを考へると、大きな後退とさえ言える。

好評です

中小企業の経営・法律・節税対策のための記事を中心に編集しております。

先生の事務所のニュース

月刊『税経月報』をご利用ください

△ご一報ください——見本ご送付致します。

印刷 —廉価・迅速—

先生の事務所の便箋・封筒・伝票などの印刷もお受けいたします。
ご用命ください。

